

営業報告書の提出忘れないで

注 営業報告書の提出は**毎年6月30日**が期限です



本社

税関に提出を依頼してから作成しよう

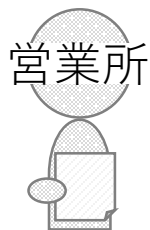


営業報告書の提出は通関業法で定められています。**提出忘れないようご管理ください。**

税関



注 取扱明細簿・取扱台帳の**正しい記帳が正しい営業報告につながります**



営業所

営業報告書って本社が作成するものだし、営業所としては関係ないでしょ...



日々の取扱明細簿の記帳・毎月の取扱台帳の記帳が年1回の正しい営業報告につながります。

税関



通関業法第22条第3項：通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した**報告書を毎年1回財務大臣に提出しなければならない。**

通関業法施行令第10条第1項本文：法第22条第3項に規定する報告書には、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に終了する通関業者の事業年度（略）ごとに、次に掲げる事項を記載し、**翌年6月30日までにこれを提出しなければならない。**

